

主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	4週に1回 水曜日 14:00～
2. 介護職員	早番 7:00～15:30
〃	日勤 8:30～17:00
〃	遅番 10:00～18:30
〃	夜勤 16:00～ 9:00
3. 看護職員	日勤 8:30～17:00
4. 機能訓練指導員	週2回

(3) 設備の概要

定員 29名

○介護居室 個室 25室 二人部屋 2室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）、二人部屋（定員2名）とし、ベッド・トイレ・ミニキッチン・枕元灯・ロッカー等を備品として備えています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員を1又は2名に変更することができます。

○一時介護室 1室

介護を行うために適当な広さを確保します。

○食堂 2室

利用者の全員が利用できる広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・イス・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室 4室

浴室には特殊浴室及び個浴室を設置し、利用者が使用しやすい適切な浴槽を備えます。

○トイレ 27室

居室ごとに設置し、非常用設備（ナースコール）を備えます。

○機能訓練室 2室

利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

4. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

利用者の状況に合わせて個浴、または特殊浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

排泄の自立を促し、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。